

亀山市告示第19号

亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年2月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成19年亀山市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「おおむね10歳未満の」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。